

令和7年3月25日招集

第3回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和7年第3回狹山市農業委員会総会

令和7年3月25日(火曜日) 開催場所 狹山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 狹山農業振興地域整備計画の変更について
 - (2) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 協議及び報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後5時10分

本日の出席農業委員 13名

1番 浅見 誠二	2番	3番 増田 棟順
4番 渡邊 隆夫	5番 堀口 一男	6番 齋藤 栄一
7番 森田 依見子	8番 仲川 知範	9番 室岡 芳浩
10番 清水 芳則	11番 大野 博文	12番 下村 辰次
13番 安藤 千鶴	14番 増田 茂	

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善徳	橋本 貴男	奥 富 一利	筋 野 克典
内 田 博樹	片岡 弘幸	久保 田 芳彦	高 橋 弘樹

職務のため出席した事務局職員

局長 三ツ木 淳

事務局 定刻になりましたので、これより令和7年第3回狹山市農業委員会総会を開催いたします。

最初に資料のご確認をお願いします。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・総会議案書 議案第1号 狹山市農業振興地域整備計画の変更について
議案第2号 農用地利用集積等促進計画について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・資料1 議案図面資料（農業振興地域整備計画の変更関係）
- ・資料2 議案図面資料（議案第3号、4号関係）
- ・資料3 報告第1号 農地法第3条の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について
報告第3号 公共事業の施行に伴う一時転用に係る届出について
報告第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知について

また、席上に配布しました

- ・冊子「のうねん」
- ・活動記録セット

となります。よろしいでしょうか。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していることを報告いたします。

また、『狹山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

これより第3回狹山市農業委員会総会となりますが、最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会長 【会長の挨拶】

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、これまでご協力いただいていた地域計画につきまして農業振興課より報告がございます。

農振課 【地域計画の説明】

事務局 それでは、議事の進行をお願いいたします。

議長 始めに『狹山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号11番 大野 博文 委員と12番 下村 辰次 委員にお願いします。

なお、（落合 職務代理者）につきましては所用により、欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。

まずは、第3回総会の概要について事務局から説明してください。

事務局 地区別許可申請等一覧をご覧ください。

農業振興課所管の狹山市農業振興地域整備計画の変更案件を除いたものとなりますが、農用地利用集積等促進計画が、受人ベースで奥富地区1件、その他地区2件の合計3件です。

農地法第3条許可申請が、堀兼地区1件、水富地区1件の合計2件です。

なお、皆様に配布いたしました議案書では、水富地区2件となっていますが、1件につきまして「取下願い」の提出がございました。

農地法第5条許可申請が、入間川地区1件、入曽地区3件、堀兼地区2件、奥富地区2件、柏原地区1件の合計9件です。

なお、奥富地区の2件は第2回総会において保留となったものです。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、順を追って説明を求めます。

『議案第1号 狹山市農業振興地域整備計画の変更について』を議題とし、農業振興課から説明を求めます。

農振課 【狹山市農業振興地域整備計画の変更について資料を説明】

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

無いようでしたら、変更案について承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』します。

次に『議案第2号 農用地利用集積等促進計画について』を議題とし、農業振興課から説明を求めます。

なお、従来の農用地利用集積計画は法改正により4月1日から農用地利用集積等促進計画として中間管理機構が間に入る形で一本となりましたので、ご承知おきください。それでは、説明をお願いします。

農振課 【農用地利用集積等促進計画について資料を説明】

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

無いようでしたら、計画について承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』します。

この承認とは別に、従来、推進委員が対象者のお宅にうかがい、確認作業を行ってきたと思いますが、制度が変更されたことで具体的にはどのようなになるのでしょうか。

事務局 農地の貸し借りにつきましては、従来、農地法第3条の許可申請と基盤強化促進法の農用地利用集積計画がございました。今回の改正では後者が農用地利用集積等促進計画として中間管理機構を介さねばなりません。

これにより、推進委員が計画の確認のため対象者宅を訪問して確認いただきましたが、この作業が無くなり、農業振興課においてマッチングの確認及び調整を行います。

また、本市では計画書に作業受託の可否について答える欄を設けてきましたが、遊休農地が増加する昨今、推進委員の主たる業務は『地域内の作業受委託の推進』に舵を切ることになると考えております。

以上です。

議長 馴れるためには、ある程度の時間を要すると思われますが、勉強しながら進めて参りましょう。

農業振興課の方は、退室いただいて結構です。

【農業振興課の退室】

次に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。

入間川地区の甲田推進委員から順にお願いします。

推進委員 1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曽地区（橋本推進委員）、3 堀兼地区（奥富推進委員、筋野推進委員、内田推進委員）、4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原地区（久保田推進委員）、6 水富地区（高橋推進委員）

議長 ありがとうございます。

次に、『議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号1番について、ご説明いたします。

受人は加佐志に在住、渡人は加佐志に在住。

土地の所在は大字堀兼字八軒屋 地目は畑 地積は869㎡。

大生病院の南東に位置します。

本件におきましては、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地で耕作放棄地はありません。法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、現耕作地と同様の計画であり確実と思われます。また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われます。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可』します。
次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号2番について、ご説明いたします。
受人は笹井に在住、渡人は笹井に在住。
土地の所在は大字笹井字金井上 地目は畑 地積は671㎡。
鷺宮製作所の西に位置します。
本件におきましては、法第3条第2項第1号における全部耕作要件について、受人及び世帯員名義の所有農地、借入農地で耕作放棄地はありません。法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、現耕作地の隣地であり確実と思われます。また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障についても無いものと思われます。
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可』します。
3番につきましては、『取下げ』があったとのことですが、どのような経緯があったのですか。

事務局 本件の受人の所有農地は日高市にあることから、日高市農業委員会事務局へ経営状況を確認すべく調整を取っていたところ、一部に違反転用が発覚したため、日高市農業委員会事務局では是正指導を行ったとの報告を受けました。
このため、一定期間、様子を見ることとし、取下げ指導を行ったものです。
以上です。

議 長 何か質問等ございますか。
無いようでしたら、次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、担当委員の説明を求めます。

委 員 【1番の説明】

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、2番について、担当委員の説明を求めます。

委員 【2番の説明】

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、3番について、担当委員の説明を求めます。

委員 【3番の説明】

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、4番について、担当委員の説明を求めます。

委員 【4番の説明】

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、5番について、担当委員の説明を求めます。

委員 【5番の説明】

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、6番について、担当委員の説明を求めます。

委 員 【6番の説明】

議 長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、7番について、担当委員の説明を求めます。

委 員 【7番の説明】

議 長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、8番について、担当委員の説明を求めます。

委 員 【8番の説明】

議 長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
なお、7番、8番の提出先は西部環境管理事務所になるそうです。
次に、9番について、担当委員の説明を求めます。

委 員 【9番の説明】

議 長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。
質疑ございますか。
質疑、無いようでしたら本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。
次に、報告事項に移ります。

農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出、公共事業の施工に伴う一時転用に
係る届出及び法第18条の規定による合意解約通知について、事務局から順次、説明を
求めます。

事務局 報告第1号をご覧ください。

農地法第3条の3の規定による届出は、6件25筆、地目及び地積は、田が3,616.78㎡、畑が19,738㎡、合計で23,354.78㎡です。

原因はいずれも相続によるものです。

これら届出において、あっせんを希望している所在地は3番のみで、所有権の移転を希望しています。

報告第2号をご覧ください。

農地法第5条の規定による届出は、1件2筆、地目は畑、地積は372㎡です。

転用目的は住宅敷地です。

報告第3号をご覧ください。

公共事業の施行に伴う一時転用の届出は、1件3筆、地目は畑、地積は2,317㎡です。

事業内容は狭山市が所管する下水道工事に係る資材置場です。施行期間は3月3日から3月31日までです。

報告第4号をご覧ください。

本件は受人が上奥富に在住、渡人が下奥富に在住との間で締結していた賃貸借権について、合意解約したものです。以上です。

議長 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。

質疑ございますか。

質疑はないようです。

その他について、委員から何かありますか。

事務局から何かありますか。

無いようですので、これをもちまして第3回狭山市農業委員会総会を終了します。

ご協力ありがとうございました。